

# 65 農業経営の様々なリスクに備えたい

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

▶【事業名：農業保険（収入保険）】

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった

市場価格が下がった

災害で作付不能になった

けがや病気で収穫ができない

倉庫が浸水して売り物にならない

取引先が倒産した

盗難や運搬中の事故にあった

輸出したが為替変動で大損した

## (1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようにしています。

## (2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

## (3) 補填の仕組み

● 保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の**9割**を上限に補填します。

- ※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。
- ※保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。

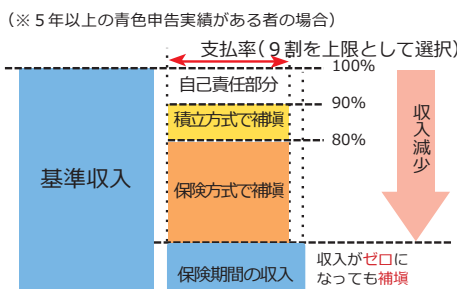
● 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

- ※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.23%(令和4年1月より、50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。
- ※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

### 基本のタイプ

- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料8.9万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。
- このタイプは、保険期間の収入が**ゼロ**になったときは、**810万円**(積立金90万円、保険金720万円)の**補填**が受けられます。

### 基本のタイプの補填方式



令和2年1月からは、補償の下限を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することができます。

▶詳しくは次のページへ!

「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

## 掛金の安いタイプをご紹介します！

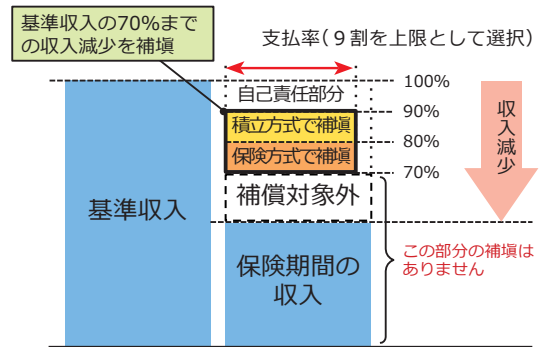
補償の下限は、基準収入の50%、60%、70%から選択できます。

### 例えば、基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割**を上限に補填を受けるタイプです。
  - 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料4.9万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**(積立金90万円、保険金90万円)の補填が受けられます。
- ただし、**700万円を下回った分の補填はありません。**

### 基準収入の70%を補償の下限とした場合補填方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

**保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。**

	保険料	積立金	付加保険料(事務費)	補填金
基本のタイプ	8.9万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.9万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

### 付加保険料(事務費)を安くすることができます！

- 令和4年の収入保険から、共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や翌年以降の契約を継続する特約(自動継続特約)をする方は、**付加保険料(事務費)が割引**となります。

	インターネット申請 利用の場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	2,200円割引

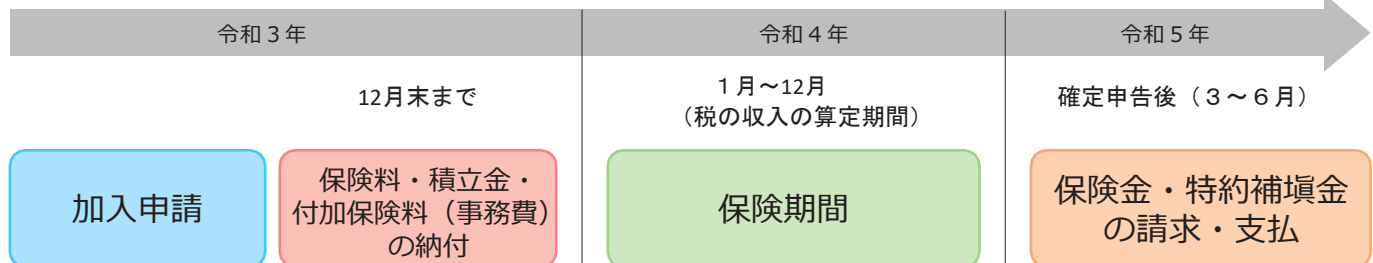
	自動継続特約 利用の場合
継続加入者	1,000円割引

※継続加入者の方がインターネット申請と自動継続特約の両方を利用した場合、3,200円割引

### 加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和4年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。  
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

**【つなぎ融資】**  
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

お問い合わせ先

- 全国農業共済組合連合会又は最寄りの農業共済組合等(農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>)
- 農林水産省担当課：経営局保険課 (TEL：03-6744-7148)



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！  
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>

# 66 自然災害による農業用ハウスの損害に備えたい

個人
法人
集落営農
地域
補助金等
出融資
税制
その他

自然災害により、農業用ハウスに損害が生じた場合に共済金が支払われます。

▶【事業名：農業保険（農業共済（園芸施設共済））】

## 加入できる方

- 農業用ハウスを所有又は管理している農業者

## 補償対象

- ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等  
（※暖房器具、栽培棚などの**付帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能）

## 対象事故

- 台風や大雪などの自然災害（地震及び噴火を含む）、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

## 補償内容

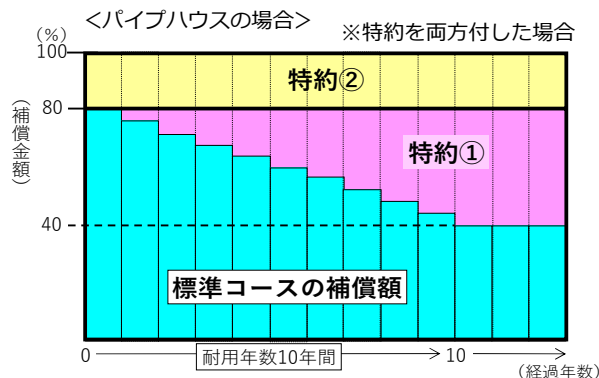
- 補償額は、築年数に応じて設定（新築時の資産価値の8～4割）します。【標準コース】  
※古いハウスも、**新築時の資産価値の4割まで補償**できます

- さらに**特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償**することが可能です

**特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）**  
復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

**特約② 付保割合追加特約**  
新築時の資産価値の最大2割を補償

- 損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に損害額に応じた共済金が支払われます。  
※**特約を付加すれば、損害額が1万円を超える損害から共済金を支払う**こともできます。



## 掛金

- 掛金の半分は国が負担（標準コース：共済金額1.6億円までの掛金）
- 無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き（最大5割引）
- 小規模被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会等集団での一斉加入、太いパイプ（31.8mm以上）ハウスや、補強によりそれと同程度の強度を満たすパイプハウスなどに対する**掛金の割引措置もあります**

○詳しい補償内容はこちら↓

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html#engei>

ハウス本体は園芸施設共済、ハウス内の農作物は**収入保険**（65番 105ページ）の**セット加入がお勧め**です。

## お問い合わせ先

- 最寄りの農業共済組合等  
（農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>）
- 農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-2175）

# 67 自然災害による収穫量等の減少に備えたい

認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

自然災害により作物の収穫量が減少した場合、家畜が死亡したり、診療を受けた場合に共済金が支払われます。

▶【事業名：農業保険（農業共済（農作物共済、果樹共済、畑作物共済、家畜共済））】

## 対象となる方

以下の作物を栽培又は家畜を飼養している農業者

農業共済の種類	対象となる作物等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ*、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶(一番茶)、そば、蚕繭
家畜共済	牛、馬、豚

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平をいいます。

## 補償内容

- ・ 風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害により収穫量が減少した場合、果樹の樹体が損傷した場合に共済金が支払われます。
- ・ 家畜が死亡・廃用となった場合、疾病や傷害の診療を受けた場合に共済金が支払われます。

○詳しい補償内容はこちら↓

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html>

## 特徴

- ・ 加入者の負担を軽減するため、**掛金の原則50%を国が負担します。**
- ・ 全ての共済において、**無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引きます。**
- ・ 家畜共済では、**死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)**と**疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)**があります。

本制度以外にも、農業保険には以下の制度があります。

- ◆ **収入保険** ▶▶▶ 65番 105ページへ  
青色申告を実施している農業者（個人・法人）を対象に全ての農産物を対象に、自然災害による収入減少や価格低下をはじめ、経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。
- ◆ **園芸施設共済** ▶▶▶ 66番 107ページへ  
ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等が自然災害等により損害を受けた場合に補償します。

## お問い合わせ先

- ・ 最寄りの農業共済組合等  
（農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>）
- ・ 農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-2175）

# 68 自然災害による被害から経営を早期に立て直したい

人との農地の問題の解決
人材を育成
確保
経営継承
を支援
経営発展に
向けた取組
資金の確保
の導入
機械・施設
安定した
農畜産物の生産
高付加価値化
・輸出の取組
環境への取組
災害、収入
減少への備え
その他の支援

防災減災や被災後の事業継続の観点から「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」を活用し「農業版BCP」を策定してみましょう。

▶【事業名：「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP」】

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

## ① チェックリストによる確認

### ○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

### ○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

## ② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

## ③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

リスクマネジメント編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			耕種
事業名					
チェック実施日					
分類	番号	機関内容	YES	NO	備考(実施日)
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク(新型コロナウイルス感染症等)とその影響について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30074
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30075
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30076
予防	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30077
	2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30078
	3	耕種中の災害対策・復旧方法等について、「農業関係者のマニュアル」等のマニュアルの参照、情報の交換などを選び知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30079
	4	災害時の避難に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30080
	5	乾燥施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また農人に農所の修繕や補修等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30081
	6	集排水路等の保守点検、また農具や畜舎の修繕や補修等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30082
	7	トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農具などへの被害を防止するための減速装置を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※5C-30083

農業版事業継続計画書		作成日	実施日
策定・改定日		策定日	
策定者		策定場所	
1. 基本方針			
緊急事態発生時には、以下の基本方針に即対応する。			
1			
2			
3			
2. 重要業務と目標復旧時間			
以下の業務の復旧を優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。			
重要業務	目標復旧時間		
1			
2			
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)			
種類	被害	対応(代替手段等)	
電気			
水道			
インターネット			
情報通信			
交通			
店舗等			
その他			
4. 事前対策の実施状況			
分類	項目	実施状況	連絡先
ヒト	安全確保手帳		
	避難場所		
	次継承の対応		
モノ	その他		
	設備等(空調機等)		
	関連文書等の対応		
その他			

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局保険課 (TEL：03-6744-7148)

・ダウンロードはこちら▶[https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff\\_bcp.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html) (農林水産省HP)